

論 説

障害のある子どもの放課後活動における制度化の展開

山本 佳代子

〈要 旨〉

近年、障害のある子どもの放課後・休日を取り巻く環境は大きく変化した。放課後等デイサービス制度の発足等により、放課後の居場所の支援等も多様化している。

本研究の目的は、筆者が今後行う放課後等デイサービスの実態調査に向けて、障害のある子どもの放課後・休日の支援制度の展開やそこにおける課題について、文献レビューを行い整理することである。そこでまずは、障害のある子どもの放課後支援が、どのように展開されてきたかを概観し、現在の放課後支援に関する議論を整理する。次に障害のある子どもの放課後・休日支援の研究動向を整理し、考察する。

キーワード：障害のある子ども、放課後活動、放課後等デイサービス、研究動向

I. はじめに

障害のある子どもの放課後・休日を取り巻く環境は、近年大きく変化している。この変化は、障害のある子どもを育てる保護者や支援者たちが、子どもたちの豊かな放課後・休日のために、長期にわたり国に対して要求運動を続けてきた結果でもある。また、保護者らはこうした運動を続けるとともに、障害のある子どもの学童保育所の開設や、夏休みなどの長期休暇には「サマースクール」開催等の取り組みも行ってきた。このような運動に応えるように、2001年からは学童保育への障害児受入促進事業がはじまり、さらに、支援費制度による児童への居宅生活支援サービスとして、児童ホームヘルプサービス、児童デイサービス、児童ショートステイなど新たな仕組みが生まれた。障害のある子どもの放課後・休日を取り巻く環境は徐々に変化し、それを利用する者にとってなくてはならないものとなっている。

現在は、国の制度として放課後等デイサービス事業が始まり、また障害のある子どもの学童保育の利用も年々増加しており、放課後・休日の環境は、障害のない子どものそれに近づいてきた。しかし、新しい制度が始まり株式会社やさまざまな法人の事業所が増えた

ことで、放課後活動のあり方も多様になり、新たな課題も浮かびあがってきた⁽¹⁾。また特徴のある事業所も増えたことから、選ぶ側の知識や情報を集める力も問われる時代となってきている。

本稿では、筆者が今後、放課後等デイサービスとその利用者に対し行う実態調査に向けて、障害のある子どもの放課後・休日支援の制度の展開やそこにおける課題について、文献レビューを行い整理する。

II. 障害のある子どもの放課後支援の展開

1979年の養護学校義務化により、全ての障害のある子どもが義務教育の対象に含まれ、教育や学習の権利が保障された。義務教育となる以前は「就学猶予・免除」者とされ、1日の大半を家で過ごすことを余儀なくされていた子どもたちもいた。藤本（1974）は、不就学障害児と死亡との関連についての調査から、不就学障害児の死亡率が高い結果を示し、就学年齢にある障害のある子どもを就学猶予として扱うことは、「子どもの生存にかかわる問題」だと述べている。そしてどのような重い障害のある子どもにも「その子の発達に必要な、豊かな移動を保障すること」、「障害児にこ

そ、豊かな生活空間を保障すべき」と指摘している。また、多くの子どもが2～4歳ごろ罹患するはしかなども、幼児期に集団生活を体験する機会が少ないために、罹患年齢が上がり症状が重くなりさらに基礎体力もないため死亡した例なども報告されている。

義務教育化後は、障害のある子どもにも放課後の時間が発生したが、障害のある子どもの学童保育利用に対する制度は整っておらず²⁾、受け入れについて軽度の子どもは認められても、介助を必要とする場合は認められないこともあり(茂木ら1989)、1988年になっても障害があるという理由で学童保育の利用を断られる³⁾ということもあった(津止2001)。

1993年京都市の障害のある子どもを対象とした生活時間調査(妻嶋ら1994)で、学童保育に行っていない子どもたちの多くが、家の中で一人遊び、ビデオ、テレビを見て母親と過ごしていることが報告されている。また学童保育や児童館を利用している子どもの場合でも、それは学生ボランティアやアルバイトを親の負担で手配しながらの利用であり、付添がなければ外出することもままならない現状も明らかとなっている。

そもそも学童保育は、親の就労等が利用条件となっている。親の就労状況と希望調査をみると、母親への調査で「就労希望あり」が「なし」を上回っており、母親の就労希望が強いことが報告されている。「なし」の回答者には自閉症や重度の障害のある子どもを育てる母親が多く、子どもの障害や程度によって就労を諦めなければならない状況も明らかとなっている。特に夏休み等の長期休暇は、母親にとって負担も多く「地獄の夏休み」ともいわれた(名古屋市学童保育連絡協議会障害児部会2005)。子どもたちにとっても休み中は家に閉じこもることも多くなり、春から積み上げてきた生活リズムが壊れるなど影響は大きかった(藤本ら1992)。

このような中、障害のある子どもの学童保育を作る運動や、夏休みなどの長期休業中に、保護者と教職員が力をあわせサマースクールを開催すること等を通し、子どもたちの生活を守ってきた(藤本ら1988)。子どもから常に目が離せないなど親の精神的・肉体的負担は多大であるにも関わらず、障害のある子どもを育てることがほとんど家庭に任されており、社会にそのような環境がまだ整っていなかったことが分かる。

2000年前後、障害児通園(デイサービス)事業⁴⁾を就学期の子どもも利用できるようになり、地域に居場所が広がった。しかしその後2003年の法改正により、

通園事業は児童デイサービスとして児童福祉法に規定され、報酬単価の高い「Ⅰ型」(就学前児童の割合が7割以上を要件)と報酬単価の低い「Ⅱ型」(学齢児童3割以上)と設定された。Ⅰ型では、要件が守られていない場合、報酬単価が大幅に下がることもあり、事業所の多くがⅡ型へ移行していった。他にも日中一時支援事業⁵⁾や支援費制度による児童への居宅生活支援サービス(ホームヘルプサービス、ショートステイ等)も開始され、学童保育や障害児学童保育だけでなく、多様な放課後・休日ケアの事業が広がった。

このように事業が広がり子どもたちの居場所は増えたように見えるが、さまざまな新規事業と現場の実態はともなっていなかった。児童デイサービスは、あくまでも就学前の幼児を対象とした療育であり、学齢児だけの活動は認められていなかった。しかし実態としては学齢児の利用が増えており、運営は厳しくなり児童デイサービスを「存亡の危機」に追い込んだ(中村ら2013)。制度の在り方について厚生労働省と何度も懇談を重ねた中村・村岡らは、「厚労省の意図とわれわれがめざす子どもにとっての放課後活動がどうしても一致しなかった」と述べている。

1990年頃から2000年代にかけて、各地で行われた障害のある子どもの放課後実態調査(廣田ら2001;黒川2001他)から、家庭に閉じこもりがちになる子どもたちの様子が再度報告された。支援者により、放課後を豊かにするための運動がさらに広がり、2004年には「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会」(以下、全国放課後連)⁶⁾が結成され、各地で活動していた支援者が結束し、国に対して働きかけを行っていった。2005年には、厚生労働省による障害のある中高生を対象とした障害児タイムケア事業がはじまる。この事業の概要は「障害のある中高生が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援とレスパイトを目的として、デイサービス事業所や養護学校等の空き教室等で中高生を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練をする事業」(下線筆者)とある。この事業は後に廃止されたが、親の就労支援やレスパイト等が盛り込まれたことは、全国放課後連の結成やそれまでの運動が影響したと考えられる。

さらに、放課後や夏休み等における居場所の確保や支援の充実を求める声が高まり、2012年、「学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立

を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進」(下線筆者)する放課後等デイサービス制度が創設され、国の制度として障害のある子どもの放課後を保障するしくみが整いつつある。他にも、障害のある子どもが放課後の居場所として現在利用している制度に、「放課後子どもプラン」がある。以下、放課後子どもプランについて概観する。

Ⅲ. 放課後子どもプラン設立過程

日本において子どもの放課後問題は、1960年代に浮上した。背景には、高度経済成長による社会の変化や、核家族化、共働き家庭の増加などが挙げられる。増山(2013)は、子どもの生活に劇的な変容をもたらした要因として以下の3つを指摘している。1つは、「高度経済成長政策」の時代に進められた産業構造の転換(第1次産業の衰退)にともなう村落共同体の崩壊と都市化の進展、2つ目は、親の教育熱の高まりと学習塾や各種習い事の拡大、3つ目に、テレビの普及から始まる電子メディア・ゲーム機器の普及である。これら3つが子どもに及ぼした影響は大きく、子どもたちの心と体は蝕まれ(正木1990)、遊びの質も大きく変化していった。

1970年代には「冒険遊び場」の開設⁷⁾や、全国子ども劇場おやこ劇場連絡会の結成⁸⁾、IPA日本支部の発足⁹⁾など、子どもの遊ぶ権利や、遊ぶ環境の向上を図る積極的な取り組みが地域住民により始められる。教育の方面でも、子どもの放課後を守るために文部省の補助事業として「留守家庭児童会」がはじまる。1992年には、第3土曜日を休業日とする学校5日制が導入されたこともあり、働きながら子育てをする親にとって学童保育は保育所と同様なくてはならない存在となった。子どもの放課後や休日の問題は「国民的課題」(増山2013)となり、1998年学童保育が法制化された¹⁰⁾。

その後2007年、総合的な放課後対策事業である「放課後子どもプラン」が創設された。その背景には、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件の発生や、家庭や地域の教育力の低下、また学童保育では施設の増設が追い付かず、待機児童数が増加する¹¹⁾などの問題があった。放課後子どもプランは、すべての子どもを対象に、地域住民の参画を得て学習やさまざまな体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取り組みである文部科学省の「放課後子ども教室」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・

学童保育)」(以下、学童保育)を「一体的あるいは連携」して実施するもので、全国の小学校区での実施を目標とした。

「放課後子ども教室」は、取り組む自治体が毎年増加を続け、平成25年度は10,376ヵ所で開催されている。放課後子どもプラン実施状況調査報告書(2008)によると、放課後子ども教室の存在が地域の大人と子どもたちを結ぶ架け橋となり、地域住民に子どもたちが見守られながら育つという環境が作られている自治体もある。しかし同調査で、同一場所で放課後子ども教室と学童保育を一体的に実施しているとした市区町村は17.9%となっており、当初謳われていたような「連携や一体化」は進んでいない。

一方「学童保育」は、親が働いている等の理由から放課後家に帰る、という選択をできない子どもたちが利用しており、放課後毎日安心して帰ることができる場所「家庭に代わる毎日の生活の場」¹²⁾として捉えられている。2014年5月時点で学童保育数2万2,096ヵ所、入所児童数93万3,535人となり、施設数、入所児童数ともに過去最高と報告されている。共働き家庭やひとり親家庭は増加しており、前年より461ヵ所増設されてもまだ施設数は足りず、居住している小学校区内に学童保育がないところもあり、待機児童は多い。他にも施設の大規模化や指導員の待遇などの課題¹³⁾がある(全国学童保育連絡協議会2013)。

放課後子どもプランの実施により、親の就労の有無に関わらず、全ての児童を対象に安全・安心な遊び場が学校内に設備された。しかし、実態としては利用する子ども一人ひとりにとって「安心できる場」となっていない現状も指摘されている(下浦2007)。

Ⅳ. 子どもたちの放課後の居場所

現在障害のある子どもの放課後の居場所として、主に「放課後等デイサービス」と放課後子どもプランの「放課後子ども教室」と「学童保育」が挙げられる。障害のある子どもも学校教育と豊かな放課後があつて当たり前となり、放課後を家で過ごすしか選択肢のなかった頃に比べ、子どもにとっても保護者にとっても飛躍的な進歩を遂げた。

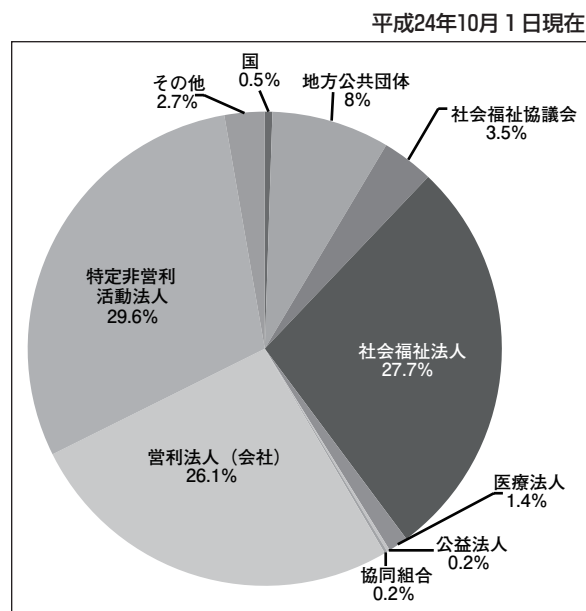
しかし、放課後子どもプランの実態をみると、全国の公立小中学校及び特別支援学校への調査結果から、放課後子ども教室と学童保育の両事業を実施している学校は1割程で、約半数は両事業とも「未実施」となっ

ている（財団法人日本システム開発研究所2008）。放課後子ども教室を実施しているところでも、月3回の活動しか実施されていない地域や、障害の状態により参加に制約のあるところもみられる。さらに、特別支援学校の子どもの小学校区の放課後子ども教室への参加は、ほとんどみられないという現状である。一方、横浜市のように、特別支援学校内で放課後子ども教室を実施するような、先進的な取り組みを行っている自治体もある。これは「校長先生の積極的な関与」で実現したと言われている（東京学芸大学特別支援教育研究会2009）。しかし、利用希望者に対しボランティアが不足し、利用者が利用できる回数は週1回のみである。障害のある子どもの居場所となる放課後子ども教室の数は、多くないと考えられる。

もう一つの居場所である学童保育での障害のある子どもの受け入れは、年々増加している（表1）。2003年調査と2012年調査を比較すると、受け入れている学童保育数は2.5倍、受け入れている障害のある子どもの人数は3倍に増えている。厚生労働省は、学童保育に対して2001年から「4人以上の障害児を受け入れる場合」に、補助の加算を行う「障害児受入促進事業」をはじめた。しかしその頃、障害のある子どもの受け入れ数は、1施設に「1人」が6割で実態にともなうものではなかった。2006年からは「1名」から補助の対象となり、現在は指導員1人分の人件費を補助しているが、何名受け入れても変わらないという問題がある。また、障害のある子どもを受け入れるにあたり、指導員を支援するための取り組み（研修プログラムや巡回指導、療育相談活動等）も十分とは言えない。そもそも、親の就労が条件となる学童保育は、障害のある子どもを育てている家庭が利用できないことも多い。

障害のある子どもの放課後の居場所として一番多いのは、放課後等デイサービスである。厚生労働省の統計資料によれば、2012年10月1日現在の放課後等デ

イサービス事業所数は、3,107カ所と報告されている。経営主体として社会福祉法人以外では、特定非営利活動法人や営利法人（会社）が占める割合が増えている（図1）。



※平成24年 社会福祉施設等調査の概況（政府統計）より筆者作成

図1 放課後等デイサービス事業所構成割合

障害のある子どもが放課後をどう過ごすか考えるとき、「第三の世界」（田中1988）という考え方が重視されている。家庭でもない、学校でもない場で、仲間といきいきと活動できる時間と場所を保障していくことの重要性が多く指摘されている（藤本ら1988；白石2007）。それは障害のない子どもたちにとっても同様に、下浦（2007）は放課後子どもプランにより、既存の学童保育を廃止し、放課後子ども教室と一体化した場で働く指導員の立場から、一体化により子どもと職員、保護者と職員の関係が希薄化したことや、安全、安心が確保できず、子どもたちにとって「居心地のよい環境」が保障されていないと述べ、一体化する前の

表1 障害児のある子どもの受け入れ状況

（ ）内は全体の市町村数・学童保育数との割合

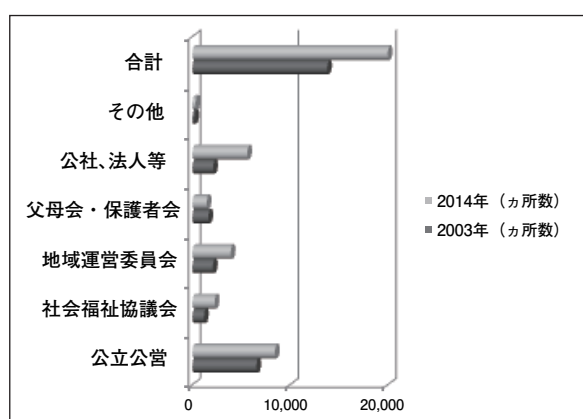
障害のある子どもの受け入れ状況	2003年調査	2007年調査	2012年調査
受け入れ学童保育のある市町村数	約1,100市町村 (47.5%)	約1,100市町村 (67.7%)	約1,170市町村 (73.1%)
受け入れている学童保育数	約4,060カ所 (29.4%)	約6,300カ所 (37.8%)	約10,240カ所 (49.1%)
受け入れている障害のある子どもの人数	約7,200人	約12,700人	約22,570人

※学童保育情報<2013-2014>より抜粋

学童保育のあり方の重要性を述べている。

2003年より指定管理者制度が導入された学童保育は、運営主体として公立公営が減少し、NPO法人や民間企業の運営が増加し（図2）、これまでにない新たな視点で放課後を作り始めた団体もある。2005年より活動している「放課後NPOアフタースクール」は、9つのジャンルで300種類以上のプログラムをさまざまな企業と連携し開発している。「ゲームより面白く、塾より『学び』がある放課後を！」と掲げ、第三の大人に出会う「実践型、継続型、発表つき」の質の高いプログラムを提供している（川上2011）。

放課後を単なる「預かり」の時間と捉えるのではなく、子どもたちそれぞれが「どのように過ごすか」を重視し、制度を整えていく必要がある。



※学童保育情報<2002-2003>と<2013-2014>を基に筆者作成

図2 学童保育の運営主体

V. 放課後等デイサービスの課題

全国放課後連（2014）の調査結果から明らかになった、放課後等デイサービスの課題について概観する。調査結果から「運営主体となる法人の性格」について「その他」をみると、学習塾やデザイン会社、接骨院、薬局など幅広い分野の参入がみられる。

事業は小中高生を対象としているが、実際の登録児は小学生が半分以上を占め、中高生の参加が少ない。中には高校生を対象としていない事業所もあり、中高生の行き場がなくなっている可能性が示されている。逆に、小中高生を受け入れている場合も、年齢差があるために一人ひとりにあった活動内容を保障することが困難、下校時間の差から集団での活動が難しい等の問題も挙げられている。加えて子どもの障害の幅が広いことは、発達段階に合わせた活動を作ることを難しく

くしている。そこには、制度の職員配置基準の問題が絡み、子ども10人に職員2人という基本的な配置基準では十分な支援が行えず、さらには重度の子どもの利用制限にもつながることが示唆される。

また定員の問題や、地域によっては事業所が足りないことから、複数の事業所を日常的に併用している子どもが、登録児の5割以上にのぼると回答した事業所が最も多い（33.5%）点も看過できない。事業所間の連携の必要性も挙げられているが、それぞれの事業所で個別支援計画が作成され、複数の事業所で違う支援を受けるという現状は、子どもの戸惑いや疲れにつながることを指摘されている。これには、自治体によって支給量の額や利用日数が異なることも影響していると考えられる。

さらに事業の役割について各事業所、各保護者で認識の違いがあることも明らかにされている。放課後を発達支援や療育の場と捉えるのか、レスパイトや預かりの場または放課後の居場所と捉えるのか、報告書からそれぞれの葛藤を知ることができる。「レスパイトとしての取り組みが多く、発達支援として成り立っていないところが多い」や、「多様な運営主体の参入により実践の質が担保されない」との記述もあり、このような認識の違いが支援の質や事業所のあり方に影響を与えていることが考えられる。

VI. 障害のある子どもの放課後支援をめぐる研究の動向

2014年7月、論文情報ナビゲータCiNiiにキーワード「障害」「放課後」と入力し検索したところ144件の検索結果が得られた。さらに「子ども」を加えると45件に絞られた。そのうち雑誌の特集記事や重複しているもの16編を除外し、さらに入手した文献の引用文献情報をもとに新たに14編を検討対象に加えた。それらを分析対象とし、障害のある子どもの放課後について研究の動向を概観したい。

1990年から2000年にかけては、学齢障害児を対象とした放課後・実態調査が各地で行われている。それらの調査から、放課後、家にこもりがちな子どもの生活状況や、サポート体制が整わないため家族が困難な子育てをしている状況が理解できる（妻嶋ら1994）。特に母親の負担は大きく、障害のないきょうだい児が学年の進行につれ交友関係が広がり、親から自立していくのと異なり、障害のある子どもは友達関係も広がり

にくく、学年の進級にともない母親と過ごす割合は減少しないばかりか、増加さえしている状況もわかる。各地の地域生活支援事業についての調査もみられ、地域間・自治体間で取組みに差があることも明らかになっている（黒川2001；桐山ら2001）。

この頃、これらの実態調査とともに、障害のある子どもの放課後をどう保障するかという論説がみられる。品川（2001）は、「地域での障害児の発達を保障するトータルなシステムの創設が求められている」と述べ、発達の視点をもつ放課後活動の場を設け「地域での放課後生活を営む権利」を保障すべきだと述べている。「第三の世界」の重要性もこの頃多くの文献で指摘されている（藤本ら1988；白石2007）。

その「第三の世界」としての学童保育で、放課後を過ごす障害のある子どもも年々増加傾向にある。浜谷ら（2000）は、学童で受け入れた、3人の重い知的障害のある子どもについての保育実践と発達の経過を分析している。他児と一緒に遊ぶことがなかなかできなくても、子どもたちの活発で多様な遊びに触れる環境が、障害のある子どもの活動意欲を引出し、少しずつ人との関わりを求めるようになることで遊びの幅が広がっていったと報告している。またそこには「指導員の継続的で意図的な働きかけ」が必要であり、指導員の加配や、保育実践でさまざまな悩みを抱える指導員を支える巡回相談の必要性を挙げている。

2004年全国放課後連が結成され、放課後活動の制度化に向け署名運動等の活動が積極的に行われ、新しい事業が始まる頃、再度各地で実態調査が行われている（丸山2009；東京学芸大学特別支援教育研究会2009他）。丸山（2009）は、保護者を対象とした初めての全国調査の結果を報告している。さまざまな種類の放課後・休日支援の活用ができるようになってきたこと、さらにそれらの利用により「子どもの生活の幅が拡大し」、良い変化がみられるようになったこと等が報告されている。また利用目的では「預かり」「見守り」にとどまらず、友だちや仲間と過ごしながら育つことが期待されており、その他に「育児負担軽減」や「就労保障」が挙げられている。保護者の困りごととしては「必要な時に利用できない」「利用できる回数・時間が少ない」「送迎・経済的負担が大きい」などが挙げられており、経済的負担から利用を控えることもあると報告されている。またこの頃は「放課後子どもプラン」が実施され全国に広がっているが、前述のようにその利用は少ない。

2010年頃には、多様な支援体制が整いつつあり、放

課後活動の質的発展が求められるようになってきた。この頃は、放課後活動事業所と学校との連携に関する研究が行われている（奥住ら2010；丸山2011他）。これらの研究から、事業所の職員が学校へ子どもを迎えに行くことによって、学校との連携が促進されていることがわかる。また、学校に放課後活動と情報交換を行う体制が整っていないことも指摘されている。全国放課後連（2010）や丸山（2011）の調査では、学校側の事業所に対する認識の低さもみられ⁴⁾、学校側の情報交換や連携に対する姿勢に不満を抱いている事業所も少なくない。

また同じ頃、保護者のニーズを探る研究も見られる（奥住ら2012；清水ら2012他）。前述した丸山（2009）の全国調査で報告された困りごとが、同じようにこの調査でも挙げられており、これらの課題が継続していることが分かる。清水ら（2012）は、制度が複雑化する中で、子どもに合った支援を選択し契約していくことを保護者だけに任せるのは負担が大きいと、放課後をコーディネートする専門家の存在も今後必要だと指摘している。

このように休日・放課後支援は徐々に充実してきつつあるが、まだ十分な状況とはいえない医療的なケアが必要な子どもや、知的障害の軽い子どもに焦点をあてた研究も見られる（西村2013；丸山2011）。西村（2013）は、保護者の立場から医療的ケアの必要な子どもの放課後・休日について報告している。そこではホームヘルプサービスもあり、家でも学校でも見せない「甘えん坊な姿を見せる」こともできる「第三の居場所」はあるものの、休日の外出等では家族が担う役割も大きいことが指摘されている。加えて医療的ケアの必要性から、一般の事業所の利用が限定されることや、子どもが思春期に入り、親を煙たがる姿も見られるなど、子どもの成長にともなう新たな課題も指摘されている。休日・放課後をこれまでのような「家族主導」ではなく、子どもが「主体的に」生活していけるよう、医療的なケアが必要な子どもの休日・放課後保障の充実の必要性が述べられている。

2012年に放課後等デイサービスが発足してからは、その制度の課題についても様々な視点から論じられている（丸山2013；中村ら2013他）。丸山（2013）は、「第三の生活の場」としての放課後活動の拡充が課題だと述べている。また放課後等デイサービスの規定が「家族にとっての役割を明記するものにはなっていない」と述べ、保護者の就労やレスパイトのための役割を確認していくことも課題だと述べている。中村ら（2013）

は、放課後等デイサービスが「自立支援法の枠組みに縛られた児童福祉法内の障害児支援策」だと述べ、障害者自立支援法や自治体の意向に合わせるために、金銭的な負担を強いられることや、膨大な事務に追われ子どもたちとの関わりに影響を及ぼしていると指摘し、制度・法律の改善を訴えている。

Ⅶ. おわりに

日本で現在取り組まれている放課後子どもプランは、先にも述べたように文部科学省と厚生労働省で省をまたいだ形で担われている。池本（2009）は、「放課後の問題がこのまま放置されれば、学業とあわせて人格形成の面でも問題が深刻化し、将来的に人材の制約、犯罪の増加、医療費等社会保障費負担の増加などを通じて、経済活動にマイナスの影響を及ぼすことが懸念される」と述べ、諸外国の放課後に関わる政策についてまとめ、日本の放課後対策の課題を探っている。それによれば、日本の保育制度が親を基軸としているのに対し、スウェーデンでは、子どもの権利としての保育という考え方が主流となっている。さらに、日本と比べて放課後対策が充実している諸外国には、教育と福祉を一体的に捉える「教育福祉」という概念があると指摘し、日本も学校教育と放課後対策をトータルで捉えた議論が必要だと指摘している。障害のある子どもに対しても、イギリスでは「自立できる人を増やすことで将来の社会保障負担を減らす」という狙いがあり、全ての子どもに豊かな放課後が保障できるよう様々な配慮がなされている。

日本も放課後対策がすすみ、現在、障害のある子どもが放課後を過ごす場所が広がりつつあるが、現状は、放課後等デイサービスの利用が多い。家庭と、特別支援学校や特別支援学級、放課後等デイサービスと限られた人間関係で過ごすことが多い障害のある子どもたちにとって、地域での生活を広げていくことが重要な課題だと考える。門脇（1999）は、子どもの「社会力を育むもっとも重要な場は地域社会である」と述べ、「多様な他者との交流の場」としてその重要性を指摘している。増山（2013）も、子どもの学校が終わった後の生活を「地域生活と捉えるべき」と指摘し、さらにそこでは「文化（余暇）」が重視されねばならないと述べている。

障害のある子どもの放課後についても、放課後等デイサービスと限定されるのではなく、将来のために地

域での居場所が広がるよう、諸外国の放課後対策も視野にいれながら議論を進めていくことが今後の課題と考える。

引用・参考文献

- 泉宗孝, 小池将文, 八重樫牧子: 岡山県における障害児の放課後生活実態に基づく放課後生活保障に関するニーズ調査. 川崎医療福祉学会誌15 (1): 43-56, 2005
- 池本美香 [編著]: 子どもの放課後を考える—諸外国との比較でみる学童保育問題. 勁草書房, 2009
- 奥住秀之, 端山花子, 村岡真治: 障害児放課後活動グループにおける学校との情報交換の実態と課題. 東京学芸大学紀要総合教育科学系 I (61): 231-236, 2010
- 奥住秀之, 池田吉史, 國分充, 北島善夫: 障害児放課後活動を利用する保護者における活動で重視することとその利用における困難事項. SNEジャーナル18 (1): 97-108, 2012
- 学童保育情報<2006-2003>. 全国学童保育連絡協議会, 2002
- 学童保育情報<2006-2007>. 全国学童保育連絡協議会, 2006
- 学童保育情報<2013-2014>. 全国学童保育連絡協議会, 2013
- 門脇厚司: 子どもの社会力. 岩波新書, 1999
- 川上敬二郎: 子どもたちの放課後を救え!. 文藝春秋, 2011
- 清川輝基, 内海裕美: 「メディア漬け」で壊れる子どもたち. 少年写真新聞社, 2010
- 桐山知行, 廣田真紀子, 河合隆平: 八王子市における障害児の放課後生活実態調査の報告. 障害者問題研究29 (1): 75-83, 2001
- 黒川久美: 鹿児島における障害をもつ子どもの放課後生活調査. 障害者問題研究29 (1): 68-74, 2001
- 黒田学: 学齢障害児の放課後生活支援と余暇保障—滋賀の取り組みから. 障害者問題研究32 (4): 21-28, 2005
- 厚生労働省: 平成24年社会福祉施設等調査の概況
- 清水通, 池本喜代正: 障害児学童保育に対する保護者の意識及びニーズの実態. 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要35: 109-116, 2012
- 下浦忠治: 放課後の居場所を考える—学童保育と「放課後子どもプラン」. 岩波ブックレットNo. 701, 2007
- 田中良三: 学齢障害児の地域生活支援. 障害者問題研究32 (4): 2-12, 2005
- 品川文雄: 障害児の放課後生活保障の展望. 障害者問題研究29 (1): 33-41, 2001
- 白石正久: 障害児がそだつ放課後—学童保育は発達保障と和みの場所. かもがわ出版, 2007
- 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会: 障害のある子ど

- もの放課後活動制度化に向けて—全国アンケート調査から—、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会、2010
- 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会：障害のある子どもの放課後活動ハンドブック。障害のある子どもの放課後保障全国連絡会、2011
- 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会：放課後等デイサービスの現在～全国アンケート調査から～、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会、2014
- 仙田満：子どもとあそび—環境建築家の眼—。岩波新書、1992
- 田中昌人、田中杉恵：子どもの発達と診断5—幼児期Ⅲ。大月書店、1988
- 津止正敏：障害児の放課後ケアとボランティア・ムーブメント—京都での障害児の学童保育保障運動を素材に—。障害者問題研究29 (1)：42-53, 2001
- 津止正敏：障害のある子どもの放課後保障研究—藤本文朗先生の研究をたずねて—。大阪健康福祉短期大学紀要8：21-23, 2009
- 妻嶋直子、玉村公二彦：学齢障害児の放課後・休日の生活と養育・保育の課題—「1993年京都市障害児の生活時間調査」をもとに—。奈良教育大学教育研究所紀要30：69-82, 1994
- 財団法人日本システム開発研究所：平成19年度文部科学省委託調査『総合的な放課後対策推進のための調査研究』放課後子どもプラン実施状況調査報告書、2008
- 東京学芸大学特別支援教育研究会：広げよう放課後・休日活動—障害児が参加する放課後子どもプラン—「放課後子ども教室」と「放課後子どもクラブ」の連携。株式会社ジヤース教育新社、2009
- 中村和彦：子どものからだが危ない。日本標準、2004
- 中村尚子、村岡真治：障害のある子どもの放課後活動制度化の運動と放課後等デイサービスの課題。障害者問題研究41 (2)：19-26, 2013
- 名古屋市学童保育連絡協議会障害児部会・特定非営利活動法人あした：しょうがいのある子どものゆたかな放課後・夏休み。かもがわ出版、2005
- 西村政子：医療的ケアの必要なわが子の放課後・休日。障害者問題研究41 (1)：60-65, 2013
- 浜谷直人、西本絹子、古谷喜美代：学童クラブにおける障害児保育の現状と課題—公設公営学童クラブの保育実践の事例分析。障害者問題研究28 (3)：273-283, 2000
- 廣田真紀子、桐山知行：障害をもつ子どもの放課後生活実態調査報告—学童保育での障害児保育及び放課後どこにも通っていない子どもの生活を焦点に—。教育科学研究19：29-42, 2001
- 深谷昌志：昭和の子ども生活史。黎明書房、2007
- 藤本文朗：不就学障害児の死亡例の実態調査研究。教育学研究41 (1)：73-81, 1974
- 藤本文朗、津止正敏編：放課後の障害児—障害者の社会教育—。青木書店、1988
- 藤本文朗、三島敏男、津止正敏：学校五日制と障害児の発達—子ども・学校・地域づくり。かもがわ出版、1992
- 正木健雄編：子どものからだは蝕まれている。柏樹社、1990
- 増山均：子どもの放課後問題の到達点と課題。障害者問題研究41 (2)：2-10, 2013
- 丸山啓史：障害のある子どもの放課後・休日支援の現状と課題—保護者対象全国調査より—。障害者問題研究36 (4)：72-79, 2009
- 丸山啓史：障害のある子どもの放課後活動と学校との連携をめぐる実態と課題。SNEジャーナル17 (1)：203-216, 2011
- 丸山啓史：知的障害の軽い子どもの放課後・休日の実態と課題。京都教育大学紀要No. 119：99-112, 2011
- 丸山啓史：障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因。京都教育大学紀要No.118：81-90, 2011
- 丸山啓史、河合隆平、品川文雄：発達保障ってなに？。全障研出版部、2012
- 丸山啓史：障害児の放課後活動の役割をめぐる論点。障害者問題研究41 (2)：11-18, 2013
- 村岡真治：揺れる心が自分をつくる—放課後活動だからできること。全国障害者問題研究会出版部、2013
- 茂木俊彦、田中島晃子：学童保育と障害児。一声社、1989
- 茂木俊彦：障害児教育を考える。岩波新書、2007
- 文部科学省：子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告、平成20年8月

注

- (1) 丸山（2013）は、放課後活動が国の法制に位置づけられたことは、放課後保障運動の重要な成果であるが放課後活動の変質につながる可能性もあり、制度によって放課後活動の内容・実践が強く規定されかねないと述べている。
- (2) 国の施策はなかったが、東京都品川区では1979年から全国に先がけて障害のある子どもの受け入れが制度化された（藤本・津止1988）
- (3) 1988年4月、京都学童保育の実施要綱に障害のある子どもを排除する規定が存在した。その後、1992年4月より京都市はこの規定を廃止した。
- (4) 1972年にはじまった心身障害児通園事業が改称され、利用範囲が小学校年齢まで拡大した。

障害のある子どもの放課後活動

- (5) 各自治体による地域生活支援事業。障害のある人全般を対象に「預かり」を主目的とした任意事業であり、事業内容や水準が自治体間で異なる。
- (6) 障害のある子どもの放課後および学校休業日における活動を発展させる運動を進め、障害のある子どもの発達およびその家族への援助が保障されるように、全国的な課題や政策提起をめざすことを目的としている。
- (7) アドベンチャー・プレー・グラウンド（冒険遊び場）は、デンマークのソーレンセン教授によって1943年に初めてつくられた。廃材置き場や工事現場で子ども達が嬉々として遊んでいる姿を見て、廃材あそび場を作った。日本では、1974年に東京都世田谷区で地域住民により夏だけのあそび場が作られ、1979年に羽根木プレーパークが開設された。
- (8) 1974年に結成。現在は「特定非営利活動法人子どもNPO・子ども劇場全国センター」と改称し、主な事業として子どもに関わる諸団体の活動をサポート・芸術作品の招聘、フェスティバルの開催・子どもやNPOについての情報発信、政策提言・子どもの社会参画へのサポートなどを行っている。
- (9) IPAとは、1961年に設立された「子どもの遊ぶ権利のための国際協会」を指す。1990年6月にはIPA世界大会が東京で開催された。
- ⁽¹⁰⁾ 「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」法第6条の2
- ⁽¹¹⁾ 全国学童保育連絡協議会によると、低学年だけでも、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」は約40万人と推測されている（全国学童保育連絡協議会2013）。
- ⁽¹²⁾ 全国学童保育連絡協議会2012年の調査によると、学童保育を利用する子ども達は、小学校で過ごす時間よりも学童保育で過ごす時間の方が、460時間も長いと報告されている。
- ⁽¹³⁾ 国の「放課後児童クラブガイドライン」で上限とされている「70人まで」を超えている所が1,617ヵ所あり、この数は増加している。また職員は、多くが非正規職員で7割弱の指導員の年収は150万円未満と報告されている。
- ⁽¹⁴⁾ 全国放課後連が事業所に行った全国調査では、「教育側に福祉サービスに対する認識が低い」「教師は私たち児童デイをワンランク低いと思われる人もいて」などの回答もみられた。

Development of Institutionalization of After-School Activities for Children with Disabilities

Kayoko Yamamoto

<Abstract>

In recent years, the environment which surrounds children with disabilities after-school and during holidays has changed very much. Support of room of after-school is also diversified by inauguration of after-school day-care service system. This paper reviewed a survey of after-school day-care service which the author performs, and shows the development of the support system for children with disabilities after-school and on holiday. Firstly, how after-school support for children with disabilities has been developed was reviewed. Finally, the points of view concerning after-school and holiday support for children with disabilities were reviewed and discussed.

Keywords: children with disabilities, after-school activities, after-school day-care service review